

国立大学法人信州大学と日置電機株式会社との
水素エネルギー分野における包括的連携に関する協定書

国立大学法人信州大学と日置電機株式会社は、次のとおり包括的連携協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、両者が多面的な連携のもと、研究開発、新規事業の創生、人材交流、教育・育成、地域・社会貢献等の分野で相互に協力し、科学技術の振興および産業と社会の発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 両者は、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- （1）水素エネルギーに関する研究開発・実証の推進に関する事項
- （2）両者の継続的な技術交流に関する事項
- （3）新事業の事業化につながるスタートアップ創出に関する事項
- （4）教育及び人材育成に関する事項
- （5）インターンシップ等の現地学習に関する事項
- （6）その他産学連携に関して両者が必要と認める事項

（実施内容）

第3条 前条に掲げる連携事項の実施内容及び条件等は、双方において協議の上別途決定するものとする。

- 2 前項の合意内容は必要に応じて書面にて取り交わすものとする。
- 3 連携事項の実施内容の選定にあたっては、本協定の目的の達成に資するよう配慮するものとする。
- 4 両者は、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、前条に掲げる連携事項の具体的な実施の一部を、自己の関係団体及び関係法人（関係会社を含み、以下同様。）に実施させることができる。その場合、両者は本協定に定める自己の義務を当該関係団体及び関係法人に遵守させるものとし、当該関係団体及び関係法人による行為について本協定に基づく責任を負うものとする。

（秘密等の保持）

第4条 両者は、本協定に基づく活動において、相手方に関して知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間満了後3年間は、第三者（第3条第4項の「自己の関係団体及び関係法人」であって、本条と同等の守秘義務契約を締結した場合を除く。）に対して開示又は漏洩してはならない。ただし、別途契約等を締結した場合や事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から5年間とする。ただし、その間の連携・協定内容の評価を行い、両者の書面による合意により期間中に終了又は期間満了に伴い更新することができる。

（その他）

第6条 本協定に定める事項について疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項について必要がある場合は、両者が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、両者署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 7年 8月 25日

国立大学法人信州大学長

日置電機株式会社
代表取締役社長

中村 宗一郎

岡澤 孝良